



従業員の健康診断

◆ 企業と従業員、共に健康が一番です

梅雨本番、体調を崩しやすい時候となりました。従業員が健康でイキイキと働いている事業所は魅力があるものです。前回の事務所通信では、企業の健康診断についてご案内いたしましたが、今回は従業員の健康診断について説明させていただきます。

1) 実施時期

労働安全衛生法に基づき、雇入時の健康診断、定期健康診断等を実施しなければいけないこととなっています。定期健康診断については1年に1回実施する必要があります。事業所で定期健康診断実施時期を定めるとよいかもしれません。

2) 実施項目

雇入時および定期健康診断で実施する主な項目は以下のとおりです。

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1.既往歴および業務歴 | 5.血圧 |
| 2.自覚症状および他覚症状 | 6.貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査 |
| 3.身長、体重、腹囲、視力および聴力 | 7.尿検査 |
| 4.胸部X線および喀痰検査 | 8.心電図検査 |

※定期健康診断については、年齢等の条件により省略できる項目もございます。

3) 対象者

雇入時および定期健康診断の対象となる従業員は、以下のいずれにも当てはまる従業員です。

- ・期間の定めのない労働契約で雇っている従業員
(有期の場合でも、1年以上の雇用予定または1年以上雇用している従業員は対象になります。)
- ・通常の従業員(正社員)の1週間の所定労働時間の4分の3以上の従業員
(正社員はもちろん、パートでも社会保険に加入する程度の勤務時間があれば対象となります。)



協会けんぽに加入している事業所の場合、生活習慣病予防健診を利用する方法もあります。また、節目年齢(例えば40歳、50歳)で人間ドックの受診を認めるなど、独自の制度を導入することで、従業員の満足度向上にもつながります。労使トラブル防止の為に、就業規則に規定しておくで安心です。

◆ パートの健康診断で助成金がもらえる？

パートに健康診断を行うと助成金が貰えるケースがあります。【キャリアアップ助成金・健康管理コース】です。雇入時および定期健康診断対象外の従業員(社会保険非加入のパートなど)に健康診断を行うことで、要件を満たすと40万円(中小企業の場合)が支給されます。ただし、事前に計画書の提出や就業規則の整備などが必要になります。従業員の健康増進にもつながるこの助成金、活用してみたいでしょうか。詳細につきましては、是非ご相談ください。